

(仮称) 小牧市地域こども子育て条例素案についての意見と市の考え方

NO.	内容	意見（概要）	市の考え方
1	「前文」について	「協育」「子育て」など、造語や辞書に掲載されていない言葉などは使用可能なのか。	文書法規的には使用不可である旨の規定はありませんので、修正は行わないこととします。
2	第1章 第2条「定義」について	(4) 学校等の定義で、「児童養護施設」とあるが、「児童福祉施設」のほうが適切ではないか。	御意見のとおり「児童福祉施設」のほうがより適切であると考えますので、修正することとします。
3	第1章・第3章・第4章について	第1章第2条「定義」において、(4) 学校等・(5) 事業者の順に記載されているが、第3章や第4章ではこの順番になっていない。整理することが必要ではないか。	改めて検討・整理をし、修正をしました。
4	第4章 第12条「有害・危険な環境からの保護」について	第2項で情報モラル教育について突出して記載をしているが、第1項へ統合し記載したほうがいいのか。	第1項内で、「氾濫する情報」という文言を加え、統合することとします。
5	条例全般について	第4条「こどもの務め」のように、箇条書きで記載されていると理解しやすい。また、箇条書きにすることで、見やすく改訂・追加があった場合にわかりやすいのではないか。	条文を作成する際、「条」「項」の中で、更にある事項を並列的に規定する場合に「号」を用いる場合があります。第4条「こどもの務め」は、並列的な内容となりますので、第1項内で第1号から第4号まで「号」を用いています。他の条文につきましても、内容・構成等を考慮し作成しておりますので、ご理解をお願いします。